

みやぎ水災・地震保険加入促進プラットフォーム設置要綱

(名称)

第1 本会は、みやぎ水災・地震保険加入促進プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2 今後起こりうる災害による被災からの早期の生活再建・住宅再建を果たすため、宮城県と企業や行政機関などの多様な主体が連携して、広く県民に対し水災保険・地震保険等への加入・定着促進を図ることを目的とする。

(会員)

第3 プラットフォームは、以下の各号に定める者を会員とする。

- (1) 県
 - (2) 市町村
 - (3) 県と包括連携協定を締結している損害保険会社
 - (4) その他、前条の目的に賛同する企業、団体等
- 2 入会を希望する者は、事務局長に別紙入会申込書を提出するものとする。
- 3 会員は、退会する際には事務局長に退会届等を通知するものとする。
- 4 退会後の再入会は、これを認める。
- 5 事務局長は、プラットフォームの運営に重大な支障が生じると認められたときは、会員を除名することができる。

(活動内容)

第4 プラットフォームは、第2の目的を達成するため、各会員ができ得る範囲において、次の活動を行う。

- (1) 保険等の加入促進に向けた広報活動
 - (2) みやぎ保険加入促進認定パートナー制度の運用
 - (3) 専用ウェブページの管理運用
 - (4) その他事務局長が必要と認めること
- 2 前項に掲げる活動の実施に要する費用は、原則として事務局の負担とする。ただし、会員が個別に実施する活動に要する費用は、各会員の負担とする。

(事務局)

第5 プラットフォームの事務局は、宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課に置く。

- 2 事務局長は、宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課長の職にある者をもって充てる。

(個人情報保護)

第6 会員及び事務局は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。